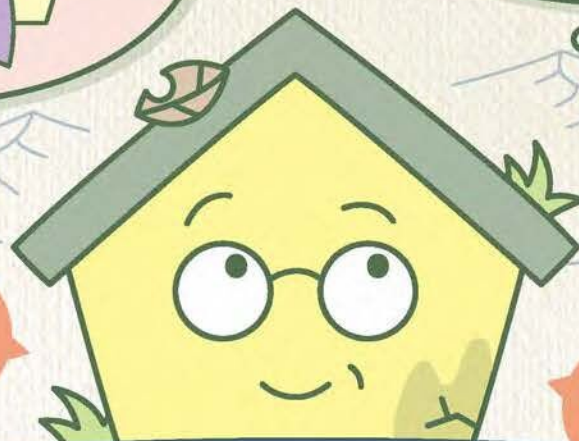
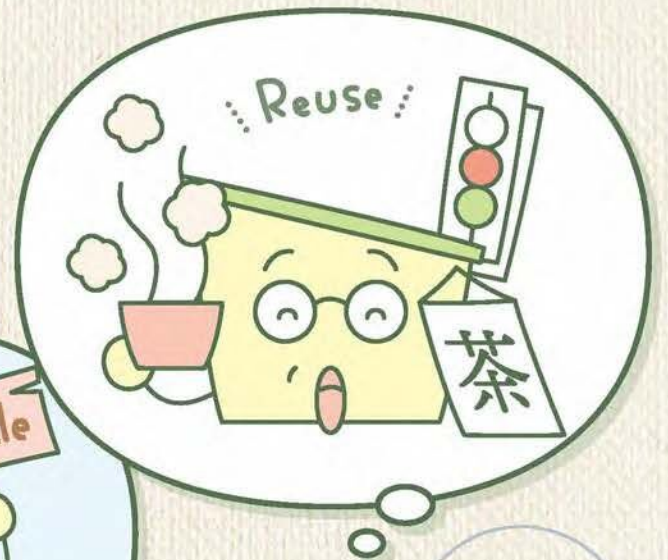


# どうする？うちの空き家



2026年  
保存版

三浦市 空き家の手引き

三浦市 × 株式会社サイネックス

# 解体工事 お任せください



木造解体・鉄骨造解体  
内装解体・小屋解体

## 不用品回収

三浦・横須賀  
地域密着



丁寧なサービスで信頼をつなぎ、  
地域とともに歩み続けます



空き家・小屋の解体お気軽にお電話ください！  
ご相談・見積・無料スピード対応中！

たかなしわーくす  
株式会社 **小鳥遊works**

神奈川県三浦市初声町和田 2648-3



HPIは  
コチラ！  
こちらの  
QRから  
簡単アクセス



小鳥遊ワークス

**TEL 046-813-1297**

E-mail: info@takanashi589.jp  
神奈川県知事(登-6)第3315号

# 三浦市 空き家の手引き



令和8年3月発行

## 発行

三浦市／株式会社サイネックス

## 制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

## 広告販売

株式会社サイネックス 横浜支店  
〒231-0033 神奈川県横浜市中区長者町5-85  
TEL.045-271-5580

※掲載している広告は、令和8年2月1日現在の情報です。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

## もくじ

「空き家」を放置していませんか？	2
空き家について考えてみましょう！	4
我が家の将来を考えよう	6
空き家を所有することになったら	8
空き家を管理する場合には	10
空き家を管理できない場合には	12
売却のこと	14
賃貸のこと	15
解体のこと	16
空き家バンク	17
空き家相談会	18
リフォーム・解体・仏具の お困りごと	19
エンディングノートを準備しませんか？	20





# 「空き家」を放置していませんか？



## 空き家とは

継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

### 空き家放置のリスク



三浦市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「三浦市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

**隣地・道路への樹木の越境**  
通行の妨げ

**土台や柱の腐食や亀裂**  
倒壊・崩落の危険

**屋根瓦や外壁の劣化やズレ**  
落下・飛散事故の恐れ

**窓ガラスの破損や扉の損傷**  
不法侵入・不法滞在

**雑草の繁茂や落ち葉の飛散**  
害虫・害獣の繁殖

**ごみや可燃物の放置・散乱**  
不法投棄・放火のリスク

空き家の管理責任は**所有者**にあるよ！

空き家リポーター  
【りのにゃ〜】

詳細は右ページ

空き家を放置していると、**固定資産税が最大6倍になる!?**

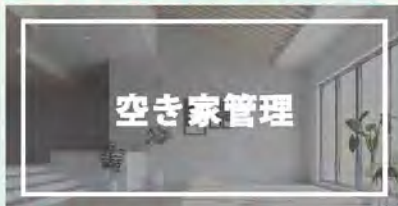
空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

(広告)

～あなたの街の住まいの窓口～

## セントラルホームズ

空き家についてのお悩みを解決いたします。



空き家管理



不動産コンサルティング



買取 仲介

☎ **046-847-2828**  
FAX **046-847-2888**

横須賀市長沢2-8-14 info@centralhomes.co.jp  
営業時間：9:00～18:00 / 定休日：水曜日・祝日

# 空き家を放置し続けると…

## 空き家の状態の確認

良い

空き家の状態

悪い



適切に管理された  
空き家

管理不全空き家に  
認定

特定空き家に認定

窓や壁が破損しているなど管理  
が不十分な状態

1. 著しく保安上危険となるおそれのある状態
2. 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
3. 著しく景観を損なっている状態
4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



周囲の状況で  
認定される  
場合も

指導

助言または指導

指導に従わず勧告を受けると、固定  
資産税の住宅用地特例から除外され  
固定資産税が**最大6倍**になります。

勧告

勧告

勧告を無視した場合、改善命令が出され、従わなければ**50万円  
以下の過料**が科せられます。

命令

費用は  
所有者の  
負担

生命に関わるような緊急性の高い場合には命令等の手続きを経ずに**緊急代執行**を行う場合もあります。

代執行・  
緊急代執行

〈広告〉

安心・信頼の技術で地域の未来を築きます

外構工事 家屋解体 土木工事 石工事 舗装工事

総合建設土木事業

有限会社 遠藤 土木

〒238-0231 三浦市宮川町11番10号  
TEL 046-881-6020  
FAX 046-882-6231  
Email: endoudoboku@yahoo.co.jp

許可登録  
一般建設業: 神奈川県知事許可 第51873号  
産業廃棄物収集運搬業: 神奈川県知事許可  
第01401148396号  
三浦市下水道排水設備指定工事店: 第58号



# 空き家について考えてみましょう!



## 空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは  
何ですか?



我が家の  
将来について  
考えましょう!

P6・7  
参照

空き家を  
所有すること  
になりました

P8・9  
参照

空き家の  
使い方を  
考えましょう!

P8・13・17  
参照

次世代への  
引き継ぎについて事前に  
考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を  
引き継いでもらいたいかなど  
を明確にしておくことで、残さ  
れた家族が悩んだり、争うこと  
がないように準備することが  
重要です。

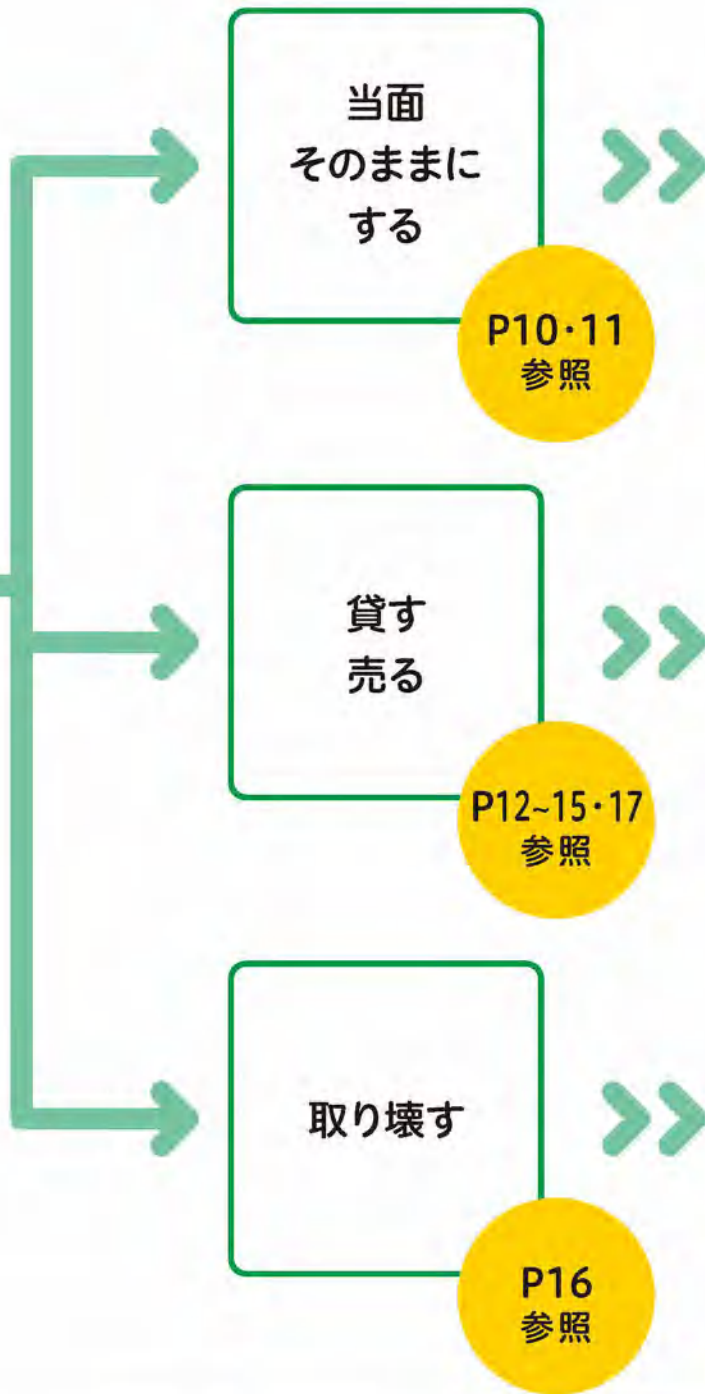
空き家の  
所有者には管理責任が  
あります!

空き家を放置し続けると倒  
壊、火災等の危険性や防犯、衛  
生上の課題も生じます。  
空き家の所有者には法的に  
も管理責任があります。

家財処分、  
相続等について  
知りましょう!

空き家の使い方を決めるに  
あたっては家財の処分や相続  
手続き等の理解を深めることが  
重要です。また売却や賃貸の可  
能性がある場合には、事前に相  
談する不動産や空き家バンクに  
ついて調査しましょう。





### 適切な管理を!

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



### 有効に活用しましょう!

空き家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



### 壊すことも管理の一つ!

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもお検討ください。



〈広告〉

# 解体工事は ユープラン

検索

ユープラン 解体

お気軽にご相談ください



**U-PLAN株式会社**  
**TEL.046-828-7180**



# 我が家の将来を考えよう



## どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

### ① 現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



### ① 相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



### ① 困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

## 空き家に関する相談窓口

空き家に関する  
相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。

また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

適切な管理および利活用：三浦市 都市計画課 TEL.046-882-1111(代表)

( 広告 )

スクラップ買取

解体工事

産廃処分

現地調査・お見積り無料


株式会社 門倉商店

見積り・査定無料  
お気軽に  
ご相談下さい

横須賀市久里浜 1-2000

TEL 046-834-1122

www.kadokura-co.com





## ① 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょ。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょ。

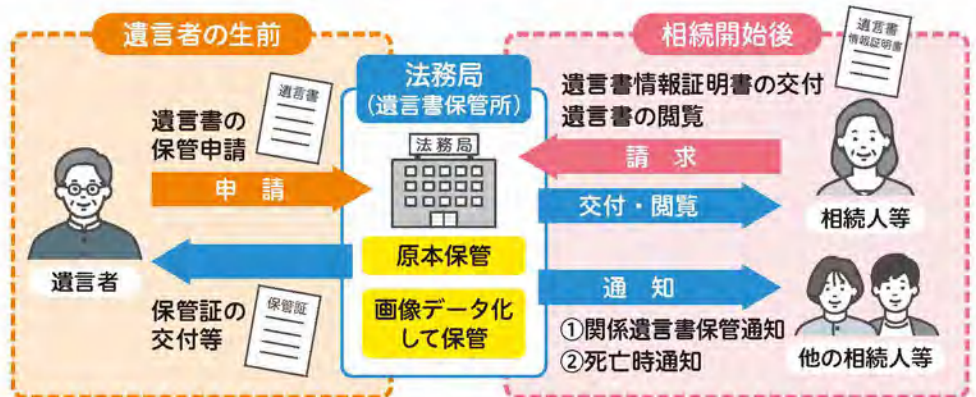


	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	<b>遺言者本人の自筆で記述</b> ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能 		<b>遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。</b> ※実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等	法務局 (自筆証書遺言書保管制度)	原本は公証役場
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産額によって異なる)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手軽に作成できる</li> <li>● 費用がかからない</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 形式不備等により無効になるおそれがない</li> <li>● 紛失・隠匿・偽造のおそれがない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 紛失・隠匿・偽造のおそれがある</li> <li>● 文意・形式不備等により無効となるおそれがある</li> <li>● 家庭裁判所の検認手続きが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 手間がかかる</li> <li>● 費用がかかる</li> </ul>  <p>公証人は法律の専門家です</p>

### CHECK

## 自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書の紛失や隠匿、偽造や改ざんを防ぐため法務局で、遺言書の原本と、その画像データを保管する制度です。



出典：政府広報オンライン「自筆証書遺言書保管制度」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202009/1.html>)





# 空き家を所有することになったら



## 相続登記をしよう

親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行いましょ。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などの支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

### PROCESS 01 必要な情報を収集しよう。

法務局にて	空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得
各市町村にて	固定資産全部証明書・名寄帳等を取得
各市町村にて	相続人確定のための戸籍証明書を取得

### PROCESS 02 相続人全員で話し合いましょう。

遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意がなければ無効となりますので注意が必要です。

遺言書などにより相続する人が決まっている場合は、協議は不要です。



遺産分割協議

### PROCESS 03 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

### PROCESS 04 法務局の審査を経て、問題がなければ相続登記が完了します。

### 戸籍証明書の請求が便利になりました。

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- 本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- 必要な戸籍の本籍地が全国各地に分かれていても、1か所の市区町村の窓口でまとめて請求可能!



法務省広域交付案内





# 法定相続

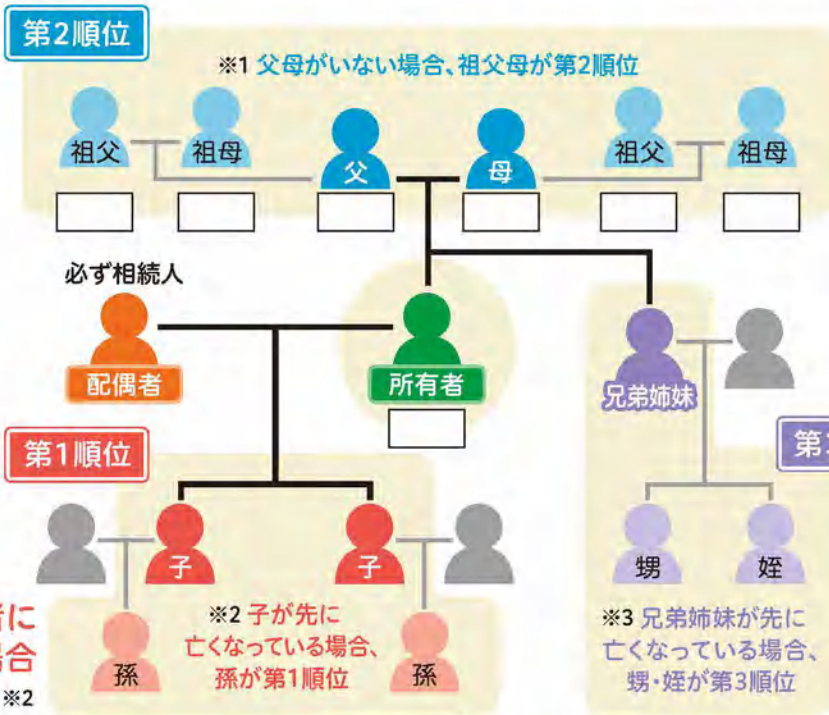
## 基本的な相続の順番は？

基本的な相続の順番は、下図のようになります。

遺産は、まず「**第1順位**」の相続人に相続権があり、子がない、または相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

所有者が亡くなった場合

### 法定相続人（相続関係図の例）



所有者に子がない場合  
配偶者と父母 ※1



子ども父母もない場合  
配偶者と兄弟姉妹 ※3

所有者に子がいる場合  
配偶者と子 ※2

### 空き家の状態をチェックしよう

インスペクションとは、建物状況調査のことで、建築士等の専門家が建物の劣化状況（基礎、外壁等のひび割れ、雨漏り等の劣化状況・不具合の状況等）を目視、計測等により調査し、現状の建物が備えている性能を把握するものです。

### インスペクションを受けるメリットは？

インスペクションを受けることで売主は引き渡し後のトラブル回避など、買主は購入後の維持・管理プランが立てやすく、安心して購入できるようになるなどがあります。

詳細はこちら



既存住宅状況調査技術者検索ページ等から調査実施者を検索いただくことも可能です。





# 空き家を管理する場合には



## 近隣に迷惑をかけないようにしよう

### ① 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



### ② 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	注意点
内部	通風・換気(60分程度)	<input checked="" type="checkbox"/> すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 <input checked="" type="checkbox"/> 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	<input checked="" type="checkbox"/> 各蛇口の通水 <input checked="" type="checkbox"/> 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	<input checked="" type="checkbox"/> 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	<input checked="" type="checkbox"/> ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	<input checked="" type="checkbox"/> 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	<input checked="" type="checkbox"/> 草取り、越境している枝やツルの剪定 <input checked="" type="checkbox"/> 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	<input checked="" type="checkbox"/> すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	<input checked="" type="checkbox"/> 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	<input checked="" type="checkbox"/> 水漏れなどがいないか	

(広告)



**株式会社 勇信建設**

CIVIL ENGINEERING

営業時間  
AM 8:00~PM 5:00  
定休日  
毎週日曜日・隔週2・4・5土曜日

“信頼しあい、未来に生きる造りを実現する”

私達、株式会社勇信建設は、今までに培ってきた信頼と実績に誇りを持ち、皆様の住み良い環境造りのお手伝いを真心込めて全力でサポートさせていただきます。外構工事、土木工事の事なら、どうぞお気軽にお問い合わせください。



建設業許可: 神奈川県知事許可(特-5) 第81100号

〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田3390-1-1F E-mail: info@yushin-d.com

**☎ 046-802-1919 FAX 046-802-1918**

一緒に働く仲間を募集しています

# 空き家の傷み具合チェックシート



定期的に  
点検  
しましょう

## 外部まわり



### ☑ 屋根

- 屋根材の異状  
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)



### ☑ 外壁

- 外壁の異状(汚れ、色あせ、さび、苔、ハガレ、ヒビ)
- 鉄筋の露出



### ☑ 軒裏

- 軒裏部分の異状  
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)
- 鉄筋の露出



### ☑ 擁壁

- 水抜き穴の詰まりの有無
- ひび割れの有無
- 目地の開きの有無



### ☑ 雨とい

- 水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ



### ☑ 塀

- 塀の異状  
(汚れ、傾き、崩れ)



### ☑ 窓・出入口ドア

- ガラス、建付けの異状  
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、傾き、施錠の不具合)



### ☑ 家まわり

- 樹木、雑草の繁茂
- 害虫、害獣の発生



### ☑ バルコニー

- 床材、手すりの異状  
(破れ、虫食い、腐朽、反り、たわみ、さび、ぐらつき)



### ☑ 土台・基礎

- 基礎、土台の異状  
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、虫食い、蟻道)

## 内部・設備



### ☑ 天井

- 天井材の異状  
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)



### ☑ 壁

- 壁材の異状  
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)



### ☑ 床

- 床材の異状  
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ、傾き)



### ☑ 室内ドア・障子

- 建付けの異状  
(開閉の不具合、傾き)



### ☑ 設備

- 給水、排水の不具合  
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)





# 空き家を管理できない場合には



## 空き家の売却、賃貸を検討しよう

今後使用する予定がなく、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。



### 売却・賃貸の準備

家財道具や残置物の整理、処分をしよう

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのも一つの方法です。



### 売却・賃貸の検討

不動産業者に相談しよう

#### → 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

#### → 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



### 売却・賃貸が困難な場合

解体を検討しよう

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。



〈広告〉



LIXIL不動産ショップ

神奈川県知事免許 第7545号

# マルフジ住宅株式会社



## 相続に関するお悩みご相談ください

賃貸仲介・管理業 不動産売買仲介業 不動産コンサルティング 不動産買取

横須賀市林1-1-1 E-mail:contact@marufuji.info

TEL 046-857-1288 FAX 046-857-5818

## ① 売却・賃貸のヒント

どこの不動産業者に相談すれば  
よいかわからない場合には？

空き家周辺の地元不動産業者に相談して  
みては…



借地で空き家が売却できない  
場合には？

借地契約を延長して賃貸を検討して  
みては…

売却するのに費用負担が難しい  
場合には？

解体費や測量費などを含む売却を不動  
産業者に相談してみては…

狭小土地や接道  
不良土地で売却が  
難しい場合には？

隣の家に買ってもら  
えないか提案してみ  
ては…

古くて貸せるか悩んでいる場合  
には？

固定資産税相当分の家賃で賃貸でき  
ないか不動産業者に相談してみては…

売り出したいが、家に欠陥が  
あってトラブルにならないか？

建物状況調査(インスペクション)をし  
てみては…



耐震改修済み、リフォーム済み  
をアピールする場合には？

建物状況調査を実施し、安心R住宅※  
として売却を検討してみては…

※「安心R住宅」とは、これまでの既存住宅(中古住宅)のマイナスイメージを払拭  
するため一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマーク  
を付けて、物件選びに役立つ情報を消費者の皆さまへ分かりやすく提供する  
仕組みです。

CHECK



### 相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、  
相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣(窓口は法務局)の承認により、土地を手放  
して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



法務省





# 売却のこと



## メリット

- ・維持管理にかかる手間とお金が不要
- ・一時的にまとまったお金が得られる
- ・現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・経年劣化による将来下落するリスクの回避

## デメリット

- ・思い入れがある建物が失われる
- ・希望価格で売れない可能性
- ・境界確認など手間や経費が掛かる可能性

## 👉 専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)

### 01 不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



### 02 物件調査

不動産業者が売却予定物件を調査します



### 03 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



### 04 媒介契約の締結

不動産業者に売却を依頼します



### 05 広告

販売活動を行います



### 06 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



### 07 売買契約の締結

契約条件など合意ができたなら契約



### 08 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



# 賃貸のこと

## メリット

- ・家賃収入が得られる
- ・建物(資産)を持ち続けられる
- ・担保にできるため融資が受けられる
- ・換気や通水などの管理が不要になる

## デメリット

- ・入居者がいない場合には収入が得られない
- ・入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- ・リフォームする場合には経費が掛かる

## ① 相談から賃貸までの流れのイメージ

### 01 不動産業者に相談

物件の調査も行います



### 02 物件調査 (リフォームをする場合)

- ・建築士等が賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- ・計画が決まれば、見積書を作成

※リフォームを行わない場合は04へ



### 03 リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



### 04 媒介契約の締結

不動産業者に賃貸の仲介を依頼します



### 05 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



### 06 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか? 不動産業者に依頼するのか? 相談してください





# 解体のこと



## メリット

- ・土地を売却しやすくなる
- ・土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- ・維持管理にかかる手間とお金が不要

## デメリット

- ・解体経費が必要となる
- ・固定資産税の軽減措置が適用されなくなる
- ・解体した土地に再建築できない場合がある

## 💡 相談から解体までの流れのイメージ

解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。  
解体後の土地利用も一緒に考えます。

複数業者に！



### 01 解体業者に相談

見積り依頼を行います



所有者

解体業者

### 02 物件調査

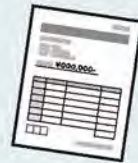
解体業者が現地調査します



解体業者

### 03 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



### 04 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し、解体業者と契約します



解体業者

### 05 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



解体業者

### 06 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡。衣類や家具などの移動や処分



所有者

### 07 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう(解体業者が代行する場合もあります)

### 08 解体

工事完了。現地確認し、工事代金を支払います



解体した建物は、滅失登記をしましょう

〈 広告 〉

# 建物解体工事業 プレアデス株式会社



〒238-0111 三浦市初声町下宮田 601-5

TEL:046-888-3570 <https://pleiades-kaitai.com>



# 空き家バンク

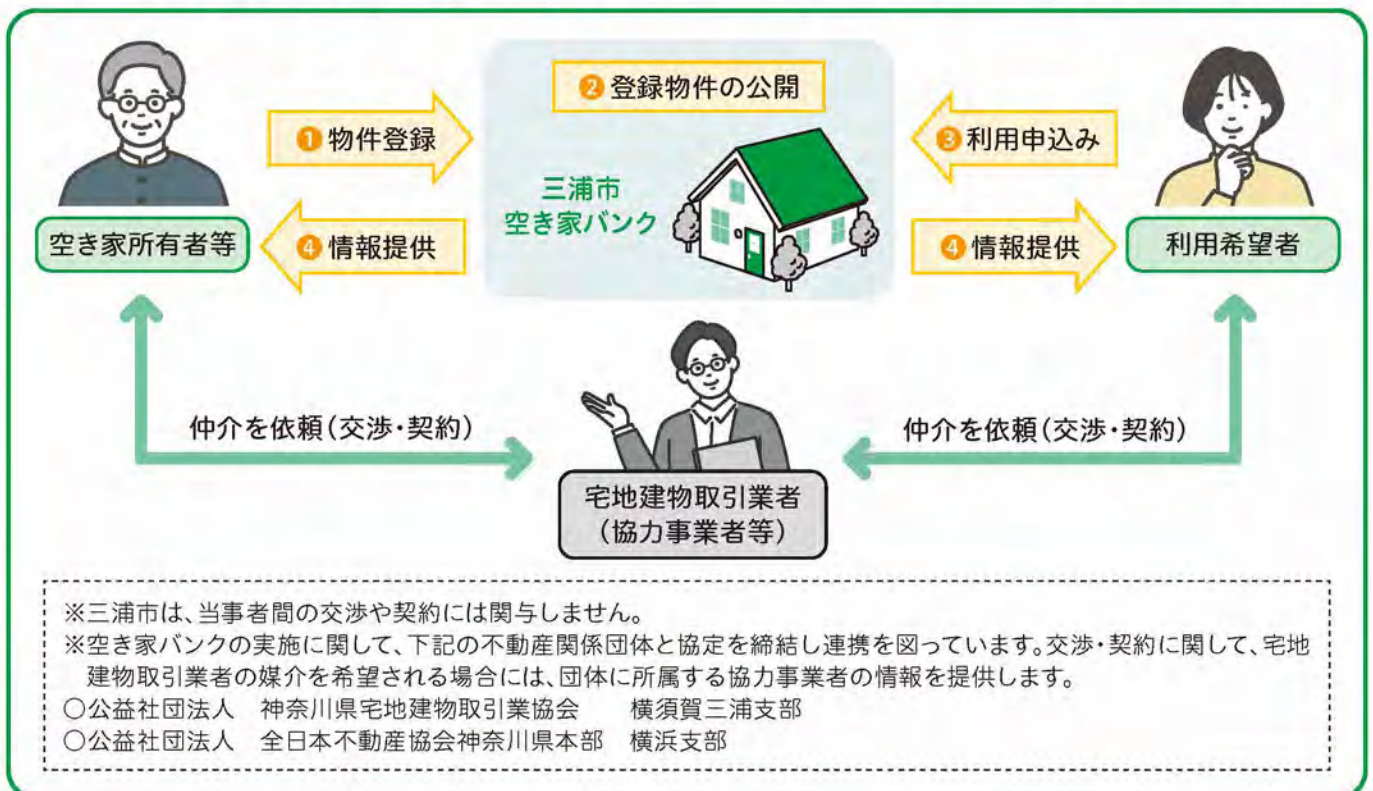


## 住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

問 三浦市 都市計画課 TEL 046-882-1111(代表)

### ① 空き家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は三浦市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



### 登録について

- 登録費用 無料
- ※物件が成約した場合には、担当不動産業者に仲介手数料の支払いが生じます。
- 登録には申請書等の提出が必要

### 登録するメリットは？

- 市のホームページで紹介
- インターネットで全国に発信

### どのような家が登録できる？

- 所有者が明らかな家

〈 広告 〉

**困り事、何でも引き受けます!!**

**便利屋テック**

片付け・廃棄物引取  
生前、遺品整理

**TEL 046-880-1663**  
E-mail: tec@matsukawa.name



# 空き家相談会



空き家を所有または管理する方を対象に、年4回程度空き家相談会を開催しています。  
空き家の売却や賃貸、活用方法等のご相談をしたいという方は下記担当までご連絡ください。

**担当** 三浦市 都市計画課 TEL.046-882-1111 (代表)

## 空き家で困っている方へ

事前  
予約制



相談  
無料





# リフォーム・解体・仏具のお困りごと



リフォーム・解体・仏具の味方になってくれるお店をご紹介します。突然のトラブルは専門家におまかせ！  
頼れる地元のお店なので、安心してお願いできますね。



ここは有料広告掲載ページです

## 新築・リフォーム

### 株式会社 根岸工務店

横須賀の新築・注文住宅・リフォームは  
根岸工務店におまかせください

#### 注文住宅

無垢材や自然素材をつかったからだにやさしい家

#### リフォーム

キッチン・バスルームなど水廻りのリフォーム  
外壁・屋根のリフォーム手摺取付、段差解消など  
バリアフリーリフォーム耐震診断・補強工事など  
住まいの事ならなんでもお気軽にご相談ください。

フリーコール **0800-1003654**

横須賀市野比2-38-13 根岸工務店 横須賀 [検索](#)

## 仏具

仏壇・仏像・表装の  
修理修復お任せください

### 篠田仏具店



三浦市城山町2-3

電話046-881-4714

ご来店お待ちしております



## 解体

### 解体工事のことなら 地元密着の**プロにお任せ！**



✓ 木造住宅・鉄骨造

✓ 空き家・古民家・倉庫

✓ 内装解体・はつり工事

✓ アスベスト調査・除法も対応

### 株式会社 小鳥遊 works

神奈川県三浦市初声町和田 2648-3

TEL **046-813-1297**

E-mail: [info@takanashi589.jp](mailto:info@takanashi589.jp)





# エンディングノートを準備しませんか？



誰であっても「死」や「老い」を避けることはできません。まだまだ先の事と思っけていても不慮の事故や病などで突然意思表示もできなくなる…ということもありえます。そうなれば残された家族は大変な負担を強いられてしまいます。

いざというときに備え、あなたの意志をエンディングノートに残しておきましょう。エンディングノートは遺言書と違い法的な効力こそありませんが、逆に決まった形式もなく好きなように残しておくことができます。元気なうちにあなたの意志を書き留めておくことであなた自身の安心とご家族の負担軽減につながります。

## ① 自分のことについて

氏名・生年月日・住所・電話番号（緊急連絡先を含む）・血液型など一通りの情報を記載しておきましょう。現在かかっている病気や常用している薬、通院先も示しておくことで親切です。

## ① 親戚・友人・知人について

いざというとき知らせて欲しい親戚・知人・友人がいればそのリストを残しておきましょう。



## ① 財産・資産について

預貯金やクレジットカードなどの口座情報はもちろん不動産や有価証券などの金融資産も詳細に残しておきましょう。また、プラスの資産だけでなく借金などマイナスの情報も忘れてはいけません。

## ① 葬儀・お墓について

葬儀の出し方は遺族の悩みどころです。葬儀の実施方法や費用、知らせる人のリストなどを明記しておくことで遺族の負担が軽くなります。どの写真を遺影に使うかも残しておくことで良いでしょう。また、お墓のことが決まっていればその情報も示しておきましょう。

## ① 遺品について

遺品を形見分けしたいときは品名・譲渡先を網羅したリストを残しておきましょう。また、最近はパソコンなどにデジタルな遺品を残すケースもあります。そうしたものへの対処も残しておきましょう。

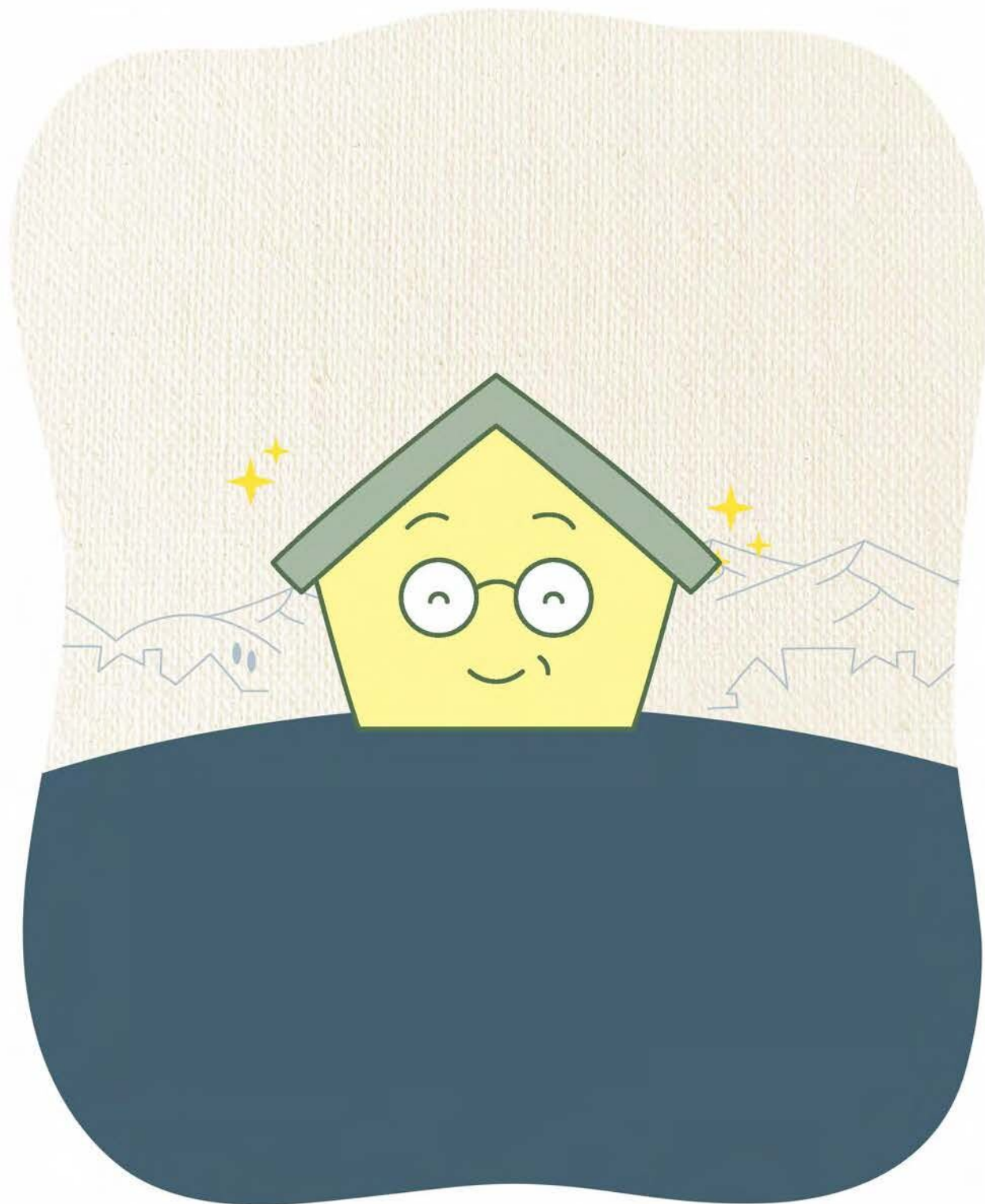
## ① 保険や私的年金などについて

生命保険をはじめとした各種保険の情報を残しておきましょう。また、個人年金や企業年金に加入している人はその情報も残しておきましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。

※エンディングノート参考例：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/akiya/index.html>（神奈川県ホームページ）







株式会社 **門倉商店**  
KADOKURA SHOTEN

即日対応可能!  
女性スタッフ  
対応可!

**スクラップ買取**

**解体工事**

**産廃処分**

**現地調査・お見積り無料**



**「どうにか処分したい」お悩み まるごと解決!**

**家を取り壊したい方**

住宅解体はもちろん、解体後の舗装工事から土地の売却まで、まとめてご相談にのります。

**建て替えをご予定の方**

解体業者に直接ご依頼いただいたほうが、中間マージンがかからないため、費用が抑えられます。

**家を相続された方**

ご相談いただければ親身になってご対応させていただきます。

見積り・査定無料  
お気軽に  
ご相談下さい

横須賀市久里浜 1-2000

**TEL 046-834-1122**

www.kadokura-co.com

